

消費者教育の推進に関する法律が平成 24 年 12 月に施行されました。この法律は、自らが考え・行動できる「消費者力」を育てるための教育を推進し、消費生活の安定を図ることを目的としています。また、消費者教育を通して、自分のことだけでなく、社会経済情勢や地球環境のことなどを考え生活し、社会の発展と改善に参加する「消費者市民社会」の構築を目指しています。

本県でも消費生活相談員による移動講座等様々な消費者教育に取り組んでいます。

### 移動講座

地域・学校・職場等で、消費者教育講座に 消費生活相談員を講師として無料で派遣します。

受講者の内容に合った内容で、消費者トラブルの事例照会を通じて「消費者力」を育て「消費者市民」を目指していけるよう、DVDやロールプレイ等を取り入れてお話しします。

#### 平成 2 5 年度実績

移動講座実施 中学 1 校 高校 3 校 受講者数 6 2 4 名

#### 平成 2 6 年度実績

移動講座実施 中学 2 校 高校 1 4 校 大学 1 校  
地域での講座 5 講座 受講者数 3, 0 9 0 名



### 夏休みこども講座

#### 平成 2 6 年度実績

環境問題をテーマに開催しました

「あかりのエコと親子 LED 工作教室」平成 27 年 8 月 6 日(木)奈良県婦人会館

参加者 親子 54 名

